

第2章 水防組織

第1節 水防組織

1 水防本部

法第10条及び第11条並びに気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条及び第14条の2の規定により気象、洪水等についての水防活動を必要とする予報及び警報（以下「予警報」という。）の通知があったとき、又は市内に震度4以上の地震が発生し、水災の危険が予想されるときは、その危険が解消するまでの間、市に水防本部（以下「本部」という。）を設置し、その下部機関として水防隊を置いて水防事務を処理するものとする。

ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第23条第1項の規定により奥州市災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合するものとする。

(1) 本部

本部は、市民環境部消防防災課に置き、その組織は、別記第1（P5）のとおりとする。

(2) 設置（廃止）基準及び体制

別記第2（P6）のとおりとする。

(3) 動員配備体制

ア 配備体制

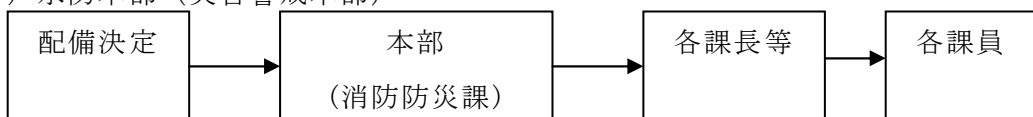
本部の配備体制は、次のとおりとする。

配備体制		配備職員の範囲
水防本部（災害警戒本部）	警戒体制	本部長、副本部長、本部員、本部職員
災害対策本部	警戒配備	すべての課等の長及び課長補佐等以上の職員
	1号非常配備	すべての課等の係長等以上の職員
	2号非常配備	全職員

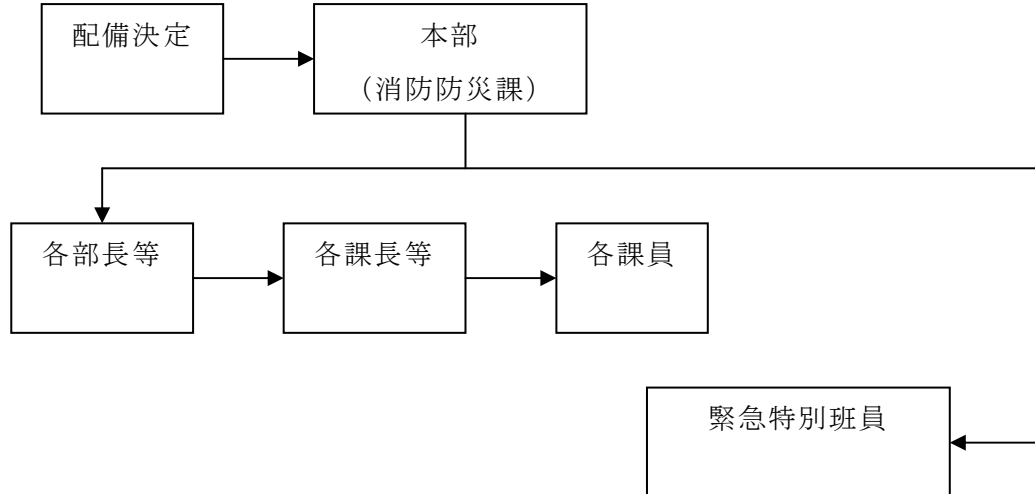
イ 動員の系統

動員は、次の系統によって通知する。

(ア) 水防本部（災害警戒本部）



(イ) 災害対策本部



ウ 動員の方法

配備指令の伝達は、次の方法で行う。

- (ア) 勤務時間内 庁内放送、電話
- (イ) 勤務時間外 電話、防災行政無線

エ 動員の計画

各課長は、勤務時間外における職員の動員を迅速かつ円滑に行うため、次の事項を定める。

- (ア) 配備指令の系統及び順位
- (イ) 職員ごとの参集範囲及び所要時間
- (ウ) 所属課所に参集できない場合の参集先
- (エ) その他必要な事項

2 水防隊

水防隊は消防団をもって充て、水防隊長は消防団長とする。また、水防隊の本部は、市民環境部消防防災課に置く。

水防隊の編成は、各区水防隊を基本とし、隊員の動員については、次の基準により水防隊長が指令し、水防隊長への指示及び情報連絡は、総務班長が行う。

(1) 警戒動員

河川の水位が通報水位に達し、なお、増水のきざしがある場合は、水防隊幹部その他必要な隊員を招集し、各分団から情報連絡、堤防巡視及び警戒の任務に就かせる。

(2) 第1次動員

水位観測等の情報を統合して警戒水位を超えるおそれがある場合は、各分団に電話、伝令又は団無線により出動待機命令を発する。

また、地震による堤防の漏水、沈下等の場合も同様とする。

(3) 第2次動員

警戒水位を越え、災害が発生するおそれがある場合は各分団に水防信号（資料様式編第6（P13））により出動を命令し、水防隊員が集結したときは、各分団長は、集結場所及び人員等を水防隊長に報告する。

(4) 第3次動員

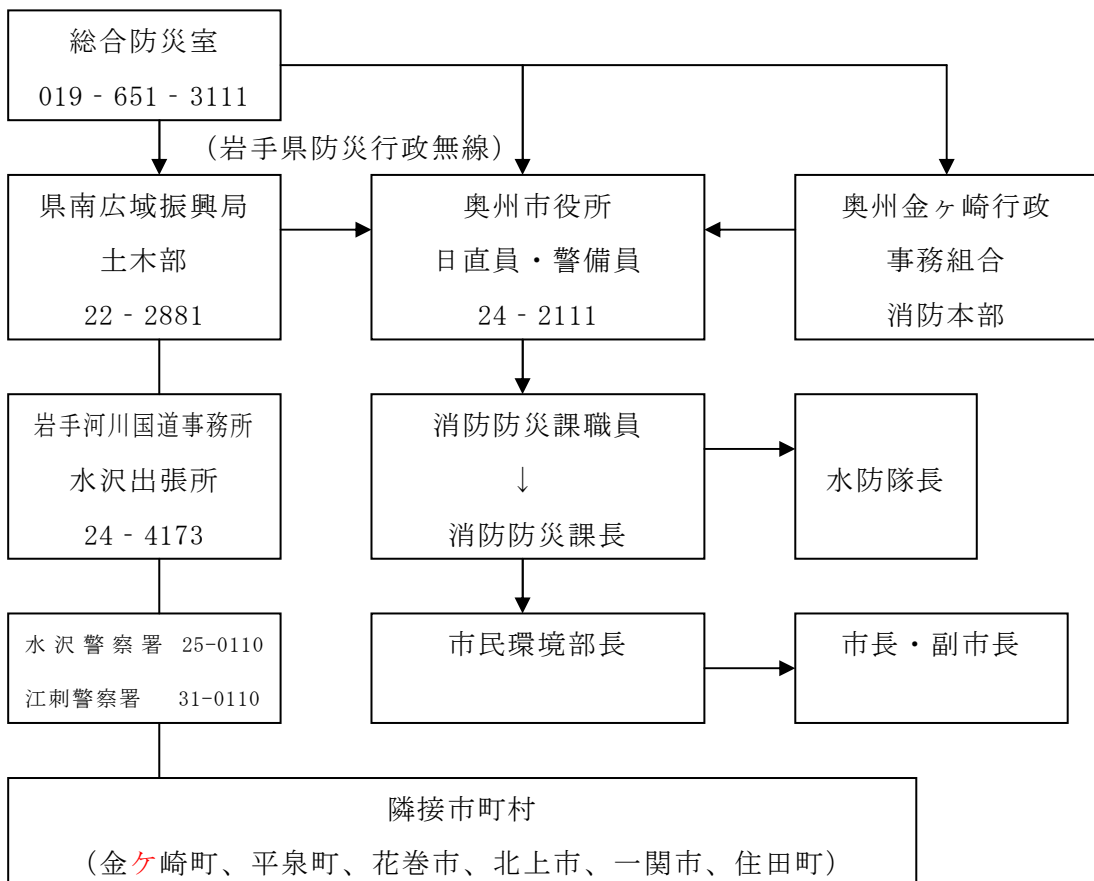
刻々増水して最悪の事態に直面し、水防隊の人員のみでは不足する場合は、水防隊長は、法第24条を適用し、一般市民の中から水防に必要な人員の出動を要請する。要請により出動する市民は、適宜の水防用具及び資材を携行するものとする。

(5) その他の動員

警戒及び水防作業が長時間にわたり、炊出しの必要があると認めるときは、婦人消防協力会連合会長及び町内会長等に要請し、炊出しの協力を得ることができる。

第2節 勤務時間外の連絡系統

勤務時間外に気象予警報等の連絡を受けた日直員又は警備員は次により直ちに水防任務者へ連絡する。



(別記第1)

奥州市水防本部組織

1 水防本部（災害警戒本部）の組織は、次のとおりとする。

本 部 長	副 本 部 長	本 部 員	本 部 職 員
市民環境部長	総務課長 消防防災課長	政策企画課長 資産税課長 生活環境課長 農政課長 福祉課長 土木課長 水道部経営課長 教育総務課長 本部長が指名する 課等の長	総務課職員 消防防災課職員 政策企画課職員 資産税課職員 生活環境課職員 農政課職員 福祉課職員 土木課職 水道部経営課職員 教育総務課職員 本部長が指名する職員

2 現地水防本部（現地災害警戒本部）の組織は、次のとおりとする。

現地本部長	現地副本部長	現 地 本 部 員	現 地 本 部 職 員
市民環境課長 (江刺は生活 環境課長)	総務企画課長	商工観光課長（衣 川は農林商工観光 課長） 農林課長（衣川は 農林商工観光課 長） 健康福祉課長（江 刺は福祉課長） 地域整備課長 教育委員会事務局 支所長 現地本部長が指名 する課等の長	市民環境課職員（江刺は生 活環境課職員） 総務企画課職員 税務分室職員 商工観光課職員（衣川は農 林商工観光課職員） 農林課職員（衣川は農林商 工観光課職員） 健康福祉課職員（江刺は福 祉課職員） 地域整備課職員 教育委員会事務局支所職員 現地本部長が指名する職員

(別記第2)

奥州市水防本部設置（廃止）基準及び体制

区分		設置基準	廃止基準	体制
市水防本部 (市災害警戒本部)	警戒体制	(1) 奥州金ケ崎地域に気象警報、洪水警報が発表された場合、又は北上川上流洪水予報のうちはん濫警戒情報が発表された場合。 (2) 長雨等による地面現象災害が多発するおそれがある場合において、市民環境部長が必要と認める場合。 (3) 警戒水位に達し、なお増水し、警戒の措置が必要と認められる場合。	水位が警戒水位以下となり洪水の危険がなくなった場合、又は水災の危険がなくなったと判断される場合。	少数の人員で情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によって直ちに招集、その他の活動ができる体制とする。
		(1) 市内に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合。	水害の危険がなくなったと判断される場合	〃
市災害対策本部	警戒配備	(1) 奥州金ケ崎地域に気象警報又は洪水警報が発表され、相当規模の災害の発生のおそれがあると認められる場合。 (2) 北上川上流洪水予報のうちはん濫警戒情報又は北上川上流水防警報が発表され、相当規模の災害の発生のおそれがあると認められる場合。 (3) 市内に震度5強の地震が発生した場合。	市本部長が、市の地域に災害が発生するおそれなくなったと認める場合、又はおおむね災害応急対策を終了したと認める場合。	奥州市地域防災計画の警戒配備体制により人員を動員し、水防事態が発生したときは、そのまま水防活動が遂行できる体制とする。
	1号非常配備	相当規模の災害が発生した場合。	〃	奥州市地域防災計画の1号非常配備体制により人員を動員し、水防活動を行う体制とする。
	2号非常配備	(1) 大災害が発生した場合において、本部の全ての組織、機能をあげて災害応急対策を講ずる必要があると認められる場合。 (2) 市内に震度6弱以上の地震が発生した場合。		奥州市地域防災計画の2号非常配備体制により人員を動員し、水防活動を行う体制とする。